

## 国立大学法人における財務制度

- I. 国立大学法人の財務会計制度の概要～法人化による財務会計制度の変化
  - II. 国大法人化による財務構造の変化～国立大学法人の資金の流れ
  - III. 国立大学法人の財務報告制度の概要
    - 1. 会計処理方法(会計基準)の変化
    - 2. 企業会計方式とは
    - 3. 発生主義とは
  - IV. 国立大学法人における財務報告制度～作成報告すべき決算書の体系
  - V. 財務諸表の体系・しくみ
  - VI. 図書館の資産
    - 1. BSの固定資産の分類
    - 2. 固定資産の計上と評価
    - 3. 図書・美術品・收藏品
- 国立大学法人の財務制度～まとめ

1

中央青山監査法人

国立大学法人における財務制度

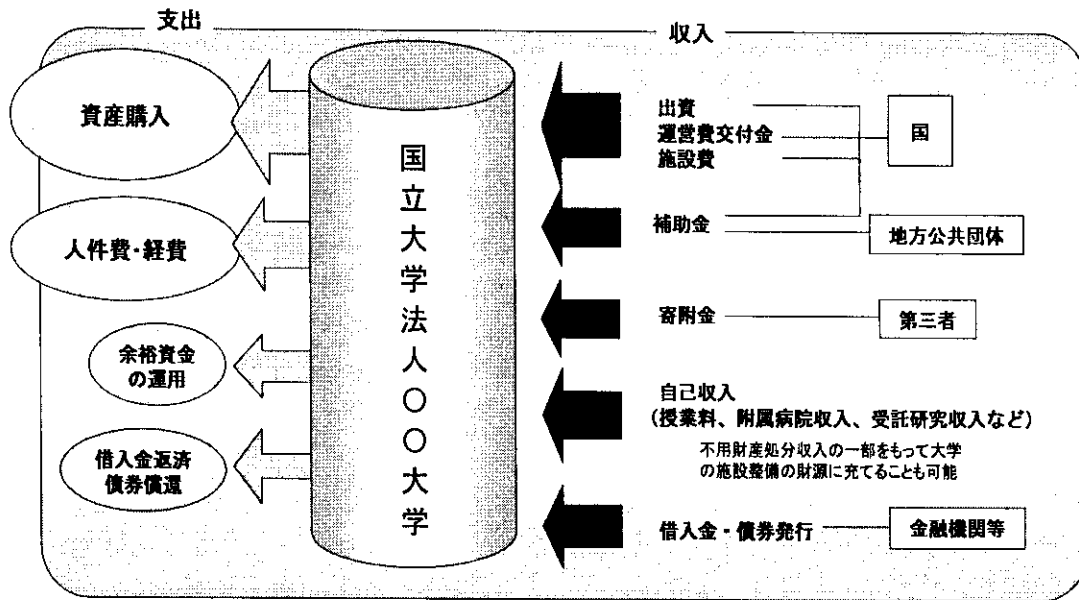
### I. 国立大学法人の財務会計制度の概要～法人化による財務会計制度の変化

	国立学校特別会計 (官庁会計方式)	国立大学法人会計 (企業会計方式)
会計方式の変化	主目的	予算とその執行状況の報告
	利害関係者 (情報の利用者)	国民、主務官庁
	記帳形式	単式簿記
	認識基準	現金主義(修正現金主義)
	決算書類 (財務報告)	歳入歳出決算書 等
財務構造の変化	自己管理型の 財務構造 (資金構造)へ	財政状態・運営状況の開示 国民、債権者(債主)、文部科学省 複式簿記 発生主義 財務諸表 (貸借対照表、損益計算書ほか)
		・国立学校特別会計は廃止 ・自己収入は国庫納付せず、大学の運営に充当。 各大学で収支均衡させ、国が交付金を財源措置。 ・決算(結果)の重視、結果を踏まえて評価の実施。

2

中央青山監査法人

## Ⅱ. 国大法人化による財務構造の変化 ～国立大学法人の資金の流れ

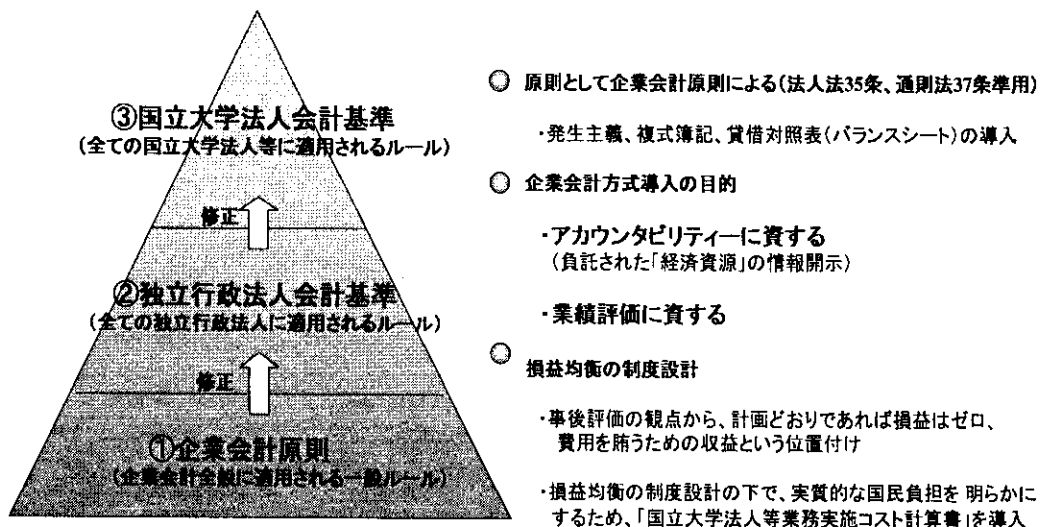


★入金金の時期と手許残高により支払時期における資金残高を推測し、支払が可能かどうかを大学が判断。  
(不足する場合には借入を行う必要があります)。  
すなわち、資金繰り管理が重要な業務として新たに加わっている。～財務機能の変化

## Ⅲ. 国立大学法人の財務報告制度の概要

### 1. 会計処理方法(会計基準)の変化

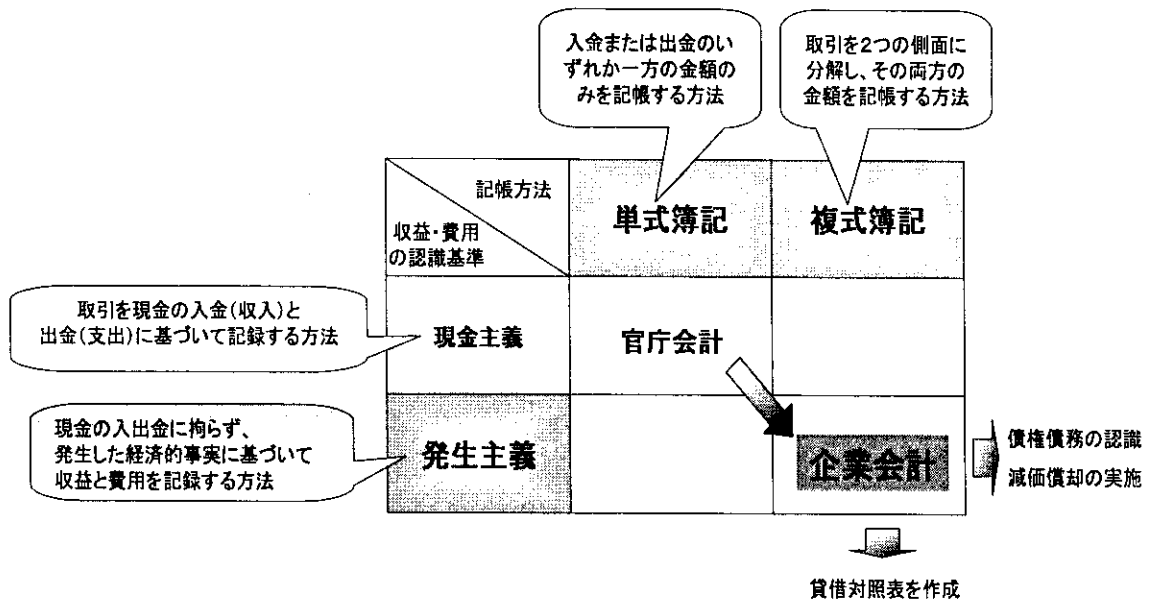
独立行政法人は、原則として「企業会計原則」に従います。  
しかし、企業会計原則は営利企業を対象としたルールなのでそのまま適用するのは適当ではありません。そこで、公的資金の使用を適切に表現できるように必要な修正を加えたものが「独立行政法人会計基準」です。国立大学法人等については独立行政法人に比べて、自己収入が多額であること等の環境がことなるため、さらに追加修正を加えたものが「国立大学法人会計基準」です。



### Ⅲ. 国立大学法人の財務報告制度の概要

#### 2. 企業会計方式とは

国立大学法人には、従来の官庁会計に代わって複式簿記と発生主義という企業会計の基本概念が導入された。



### Ⅲ. 国立大学法人の財務報告制度の概要

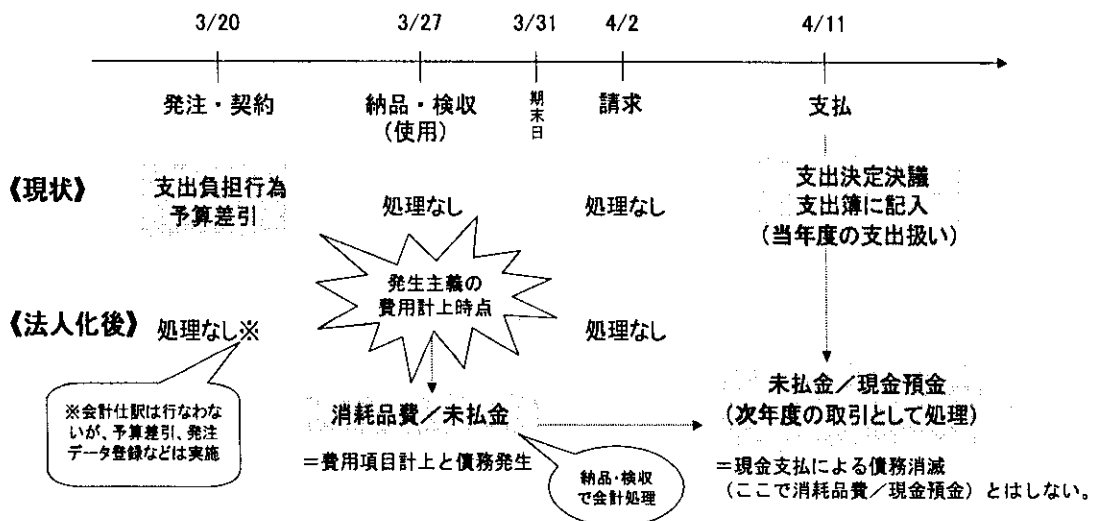
#### 3. 発生主義とは

##### 現金主義と発生主義 ... 利益計算基準(損益の認識時点の考え方)

- ① 現金主義の原則——— 現金の受払の時点で、収益及び費用を計上する。
- ② 発生主義の原則——— 現金の入出金に係らず、発生した経済的事実に基づいて収益と費用を記録する方法。

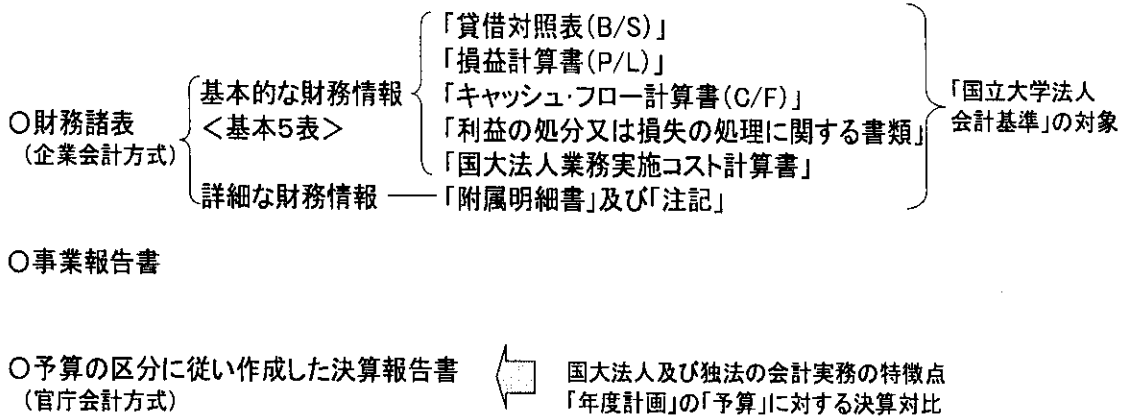
##### <発生主義の適用例> 消耗品購入の場合

出納整理期間はなくなります!



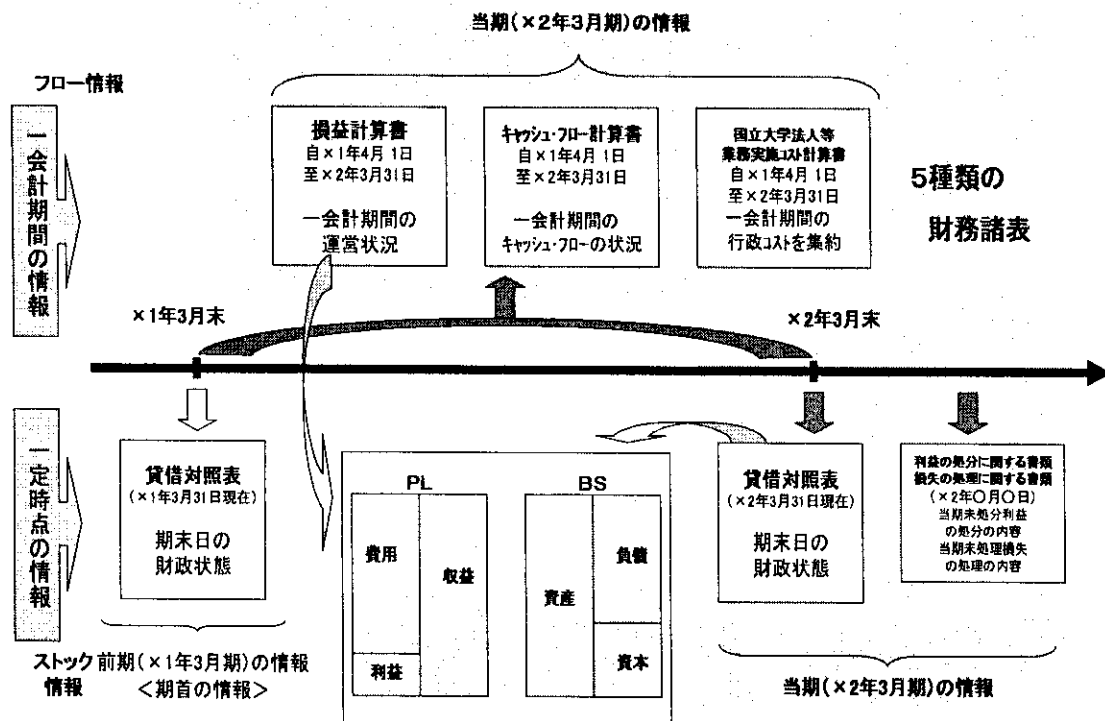
## IV. 国立大学法人における財務報告制度～作成報告すべき決算書の体系

国立大学法人が作成する財務諸表等(法人法35条、通則法38条準用)



## V. 財務諸表の体系・仕組み

## 財務諸表の情報の内容



VI. 図書館の資産

1. BSの固定資産の分類

【貸借対照表のどこの部分か】		2 無形固定資産	
<資産の部>		特許権	×××
I 固定資産		借地権	×××
1 有形固定資産		商標権	×××
土地	×××	実用新案権	×××
建物	×××	意匠権	×××
減価償却累計額	×××	鉱業権	×××
構築物	×××	漁業権	×××
減価償却累計額	×××	ソフトウェア	×××
機械装置	×××	・・・	×××
減価償却累計額	×××	無形固定資産合計	×××
工具器具備品	×××	3 投資その他の資産	
減価償却累計額	×××	投資有価証券	×××
図書	×××	関係会社株式	×××
美術品・收藏品	×××	長期貸付金	×××
船舶	×××	関係会社長期貸付金	×××
減価償却累計額	×××	長期前払費用	×××
車両運搬具	×××	債券発行差金	×××
減価償却累計額	×××	未収財源措置予定額	×××
建設仮勘定	×××	・・・	×××
・・・	×××	投資その他の資産合計	×××
有形固定資産合計	×××		

VI. 図書館の資産

2. 固定資産の計上と評価

●固定資産の計上基準

□償却資産の場合

- ・50万円以上→固定資産計上(BS)
- ・50万円未満→消耗品費などの費用処理(PL)

□非償却資産の場合

金額に係らず固定資産計上

但し、図書は金額基準の適用はなく、  
固定資産計上となる。

Q&A9-1

企業会計では通常「費用」  
または「資産(備品)」  
として扱うが

●固定資産の取得価額

□有償取得(外部購入)の場合:

取得原価＝購入代価＋付随費用(引取運賃など)

●固定資産の評価

□償却資産の場合:貸借対照表価額(BS)＝取得価額－減価償却累計額

□非償却資産の場合:貸借対照表価額(BS)＝取得価額

図書は償却資産であるが、使用期間中の減価償却は実施せず、  
除却時に費用認識する。

Q&A36-8

VI. 図書館の資産

3. 図書・美術品・收藏品

○図書:

印刷その他の方法により複製した文書又は図面、又は電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識できない方法により文字、映像、音を記録した物品としての管理が可能なものをいう。(Q&A10-1)

○美術品:

建造物、絵画、彫刻、書籍、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、我国にとって芸術的価値が高く、希少価値を有するもの。(Q&A10-1)

○收藏品:

教育・研究の対象として供されるために収集された化石、鉱石、標本等の物のうち美術品を除くもの。(Q&A10-1)

【図書のポイント】(注31)

①資産計上

国立大学法人にとって、教育・研究の基礎となるものであることから、雑誌やパンフレット等教育・研究上一時的な意義しか有さないものを除き、金額の多寡にかかわらず有形固定資産として取得価額をもって貸借対照表価額とする。(Q9-1②)

②評価

個々により使用の実態が大きく異なること及び比較的小額かつ大量にあることから、図書を除却する際に費用として認識することとし、使用期間中における減価償却は行わない。

会計上の図書とならないもの

- 1) 事務用図書など
- 2) 附属図書館が組織として管理していないもの
- 3) 教育研究上一時的な意義しか有しないもの
- 4) 国宝・重要文化財の図書

図書の評価額の特殊例(Q36-9)

- 1) 雑誌を合冊製本した場合
- 2) 寄贈図書
- 3) 古文書を電子媒体に複写記録した場合の当該媒体
- 4) 加除式の図書
- 5) データベースなど

国立大学法人の財務制度～まとめ

- 国大法人化による財務制度の2つの変化
- 資金繰り管理の必要性<資金構造の変化>
- 企業会計方式の導入採用<財務報告制度の変化>
- 複式簿記と発生主義の理解
- 国立大学法人が作成公表する財務諸表等
- 貸借対照表(BS)と損益計算書(PL)の意味
- 国立大学法人会計基準
  - 性格・特徴・ポイント・構成
- 固定資産の処理
  - 固定資産の意義、評価、減価償却
  - 図書の資産計上